

# プラスチック製容器包装の取扱い

— 答 申 —

平成 21 年 5 月

春日井市廃棄物減量等推進審議会

## はじめに

現在、春日井市の資源物は、平成7年に制定された容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容リ法」という。）に基づき、平成10年から飲料缶、ガラスびん、ペットボトル、古紙類、牛乳パック類及び古着を対象品目として分別収集しています。その後、雑がみの品目追加、資源物回収の祝休日の実施、そして指定ごみ袋制度の導入など、ごみ減量、分別の徹底、リサイクル意識の高揚に取り組んできました。

こうした取組により、家庭から排出されるごみの量は年々減少傾向にありますが、県内各市の状況と比較するとまだ多い状況にあり、更なる排出抑制やリサイクルが求められています。

また、国における容器包装廃棄物の排出抑制を推進するための容リ法の改正や環境問題に対する意識の高まりなど社会経済環境の変化に伴い、容リ法に基づく再商品化すべき対象品目であるプラスチック製容器包装（以下「プラ容器」という。）の分別収集を行うかどうか課題となっています。

このような状況から、春日井市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）では、平成20年1月、春日井市長から「プラスチック製容器包装の取扱い」について再度諮問を受け、審議会において審議を重ねてきた結果、本答申書を取りまとめたものです。

平成21年5月

春日井市廃棄物減量等推進審議会

会 長 仲 小 路 浩

## 1 資源化の取組経過

春日井市では、平成10年から坂下中学校区をモデル地域として始まり、その後、順次地域の拡大を図り、平成14年10月から市内全域で飲料缶、ガラスびん、ペットボトル、古紙類、牛乳パック類及び古着の資源分別収集を実施しています。

さらに、平成17年10月には資源物の祝休日収集、平成18年1月には雑がみ収集を開始し、再資源化施策に積極的に取り組んできました。

しかしながら、プラ容器の分別収集については、平成13年の審議会において、分別収集経費の負担軽減やリサイクル技術の向上などリサイクル環境が整備されるまでは、各種公害防止基準に適合するクリーンセンターの焼却炉や高能力タービンにより焼却処理することによって発電、熱エネルギーの有効利用が効果的であるとの答申をしております。

## 2 リサイクル環境の変化

国においては、資源の有効活用及び循環型社会形成を図るため、容り法の改正を始めとした法整備を行うとともに、リサイクル技術の向上などによりリサイクルを取り巻く環境が大きく変化してきました。

平成18年6月に改正された容り法では、消費者に対してはレジ袋削減などのごみ減量に対する意識向上の促進、事業者に対しては排出抑制を促進する措置の導入、市町村に対しては質の高い分別収集・再商品化を推進するための資金を拠出する仕組みが創設されてきました。また、国の基本方針としても、現在、分別収集されていない種類の容器包装廃棄物については、分別収集の計画的かつ適切な実施を図る必要があるとしています。

一方、再商品化事業者の技術については、容り法施行後10年が経過する中で、マテリアルリサイクル（材料リサイクル）による再商品化率の増加や高炉還元剤・コークス化学原料化・ガス化などのケミカルリサイクル技術の向上が図られてきました。

また、消費者（市民）の動向の面では、資源分別収集の定着やレジ袋有料化の取組などにより、ごみ減量を始めリサイクル推進や地球温暖化防止に対する意識と関心が高まっているとともに、特定事業者によるプラ容器のプラスチックマークの表示が定着してきたため、消費者にとってプラ容器の識別及び分別が容易になってきました。

こうしたことに加え、平成17年に京都議定書が発効されたことにより、国では、温室効果ガス排出量を平成2年度に比べ6パーセント削減するという約束を達成する施策のひとつとして、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）を平成20年6月に改正しました。これにより、特例市である春日井市においては、行政区域内における温室効果ガスの排出抑制の施策として、廃棄物の発生抑制の促進とその他循環型社会の形成に関する事項を地方公共団体実行計画の中で定めることになっています。

### 3 基本的な考え方

現在、プラ容器は燃やせないごみとして破碎選別・焼却処理していますが、分別収集を行うことにより約3,000トンが再商品化できるとともに、それを含めたその他のごみの排出抑制やごみ減量に対する市民意識のさらなる向上が期待できます。

また、分別収集されたプラ容器を焼却処理しないことにより、二酸化炭素排出量を約6,800トン削減することができ、焼却炉内に発生し焼却の妨げとなる塊状溶融物（クリンカ）や排ガスの処理に必要な薬品使用量が減少するため、維持管理経費の削減が可能になるとともに、破碎及び焼却設備の延命が期待できます。

しかし、新たな経費負担としては、収集・選別・保管経費及び再商品化費用（市負担分）の合計から処理施設の経費削減分を差し引いた経費、約2億円が毎年必要と見込まれます。

### 4 結論

以上のとおり、プラ容器の取扱いについては、新たな市民負担及び処理経費負担の発生という課題があるが、容リ法及び温対法などの法的要求、リサイクル技術の向上、市民意識の向上などにより分別収集・処理の必要性が高まっていることや、ごみ減量及び処理施設の経費削減・延命の効果が得られることから総合的に検討し議論した結果、審議会としては、プラ容器を分別収集するに適切な時期であると判断します。

また、市民の負担を少しでも減らすため、汚れが付着しているなどのリサイクルに適さないプラ容器については、これまでどおり燃やせないごみとして収

集し、熱回収することが適当であると判断します。

よって、今後、本市の財政規律とのバランスを考慮され、プラ容器の分別収集の実施に向けて検討されるよう期待しております。

なお、プラ容器の分別収集の実施にあたり、審議会委員の意見を付記したのでご参照ください。

## 付記事項

- 1 分別収集の必要性については、ごみ減量、地球温暖化防止、化石燃料の節約などの効果や法的要求事項などを総合的に整理して市民に分かりやすい説明を行うこと。
- 2 分別収集の対象物については、「分かりやすい、出しやすい、きれいなもの」をキーワードとした分別表を作成し、市民の分別負担を軽減するような措置を行うこと。
- 3 プラ容器は、家庭から排出されるごみの60%（容積比）を占めるため、収集回数は週1回が妥当と考える。ただし、出し方については、指定袋導入を含めた市民にとって出しやすい方法を検討すること。
- 4 分別収集に伴い排出量が減少する「燃やせないごみ」の取扱いについては、十分検討すること。
- 5 モデル地区の指定など、段階的な分別収集区域の拡大を検討すること。
- 6 先進的な自治体の分別収集方法を調査するとともに、本市に適した収集方法及び実施体制について、十分な準備期間を設け検討すること。